

報道発表資料

令和 3 事務年度 所得税及び消費税調査等の状況（全管版）

令和 4 年 12 月

熊 本 国 税 局

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

○ 高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を優先して調査したことにより、**実地調査（特別・一般）の 1 件当たりの申告漏れ所得金額は 1,017 万円**で過去 10 年間で**最高**

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が 843 件（前事務年度 543 件）、着眼調査が 143 件（同 104 件）であり、簡易な接触の件数は 17,832 件（同 12,477 件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は 18,818 件（同 13,124 件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は 8,934 件（同 7,076 件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 実地調査による申告漏れ所得金額は、89 億 5 千 4 百万円（同 55 億 9 千 6 百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 85 億 7 千 4 百万円（同 53 億 1 百万円）、着眼調査によるものは 3 億 8 千万円（同 2 億 9 千 5 百万円）となっています。
- 1 件当たりの申告漏れ所得金額は、特別調査・一般調査によるものは 1,017 万円（同 976 万円）、着眼調査によるものは 266 万円（同 284 万円）となっています。
- また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は 66 億 2 千 6 百万円（同 65 億 7 千 8 百万円）となっており、調査等合計では 155 億 8 千万円（同 121 億 7 千 4 百万円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、14 億 7 千 3 百万円（同 10 億 1 千 9 百万円）であ

り、そのうち特別調査・一般調査によるものは14億4千9百万円（同9億8千8百万円）、着眼調査によるものは2千4百万円（同3千1百万円）となっています。

- 1 件当たりの追徴税額は、特別調査・一般調査によるものは172万円（同182万円）、着眼調査によるものは17万円（同30万円）となっています。
- また、簡易な接触による追徴税額は3億2千8百万円（同4億5千8百万円）となっており、調査等合計では18億2百万円（同14億7千7百万円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

区 分		実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		着眼		計					
項 目			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
調 査 等 件 数	件	543		104		647		12,477		13,124	
		843	155.2%	143	137.5%	986	152.4%	17,832	142.9%	18,818	143.4%
申 告 漏 れ 等 の 非 違 件 数	件	484		57		541		6,535		7,076	
		753	155.6%	84	147.4%	837	154.7%	8,097	123.9%	8,934	126.3%
申 告 漏 れ 所 得 金 額	百万円	5,301		295		5,596		6,578		12,174	
		8,574	161.7%	380	128.8%	8,954	160.0%	6,626	100.7%	15,580	128.0%
追 徴 税 額	本 税	828		28		856		439		1,295	
		1,211	146.3%	21	75.0%	1,233	144.0%	325	74.0%	1,558	120.3%
	加 算 税	160		3		163		19		182	
		238	148.8%	3	100.0%	241	147.9%	4	21.1%	244	134.1%
	計	988		31		1,019		458		1,477	
		1,449	146.7%	24	77.4%	1,473	144.6%	328	71.6%	1,802	122.0%
一 件 当 たり 追 徴 税 額	申 告 漏 れ 所 得 金 額	万円	976		284		865		53		93
		1,017	104.2%	266	93.7%	908	105.0%	37	69.8%	83	89.2%
	本 税	万円	152		27		132		4		10
		144	94.7%	15	55.6%	125	94.7%	2	50.0%	8	80.0%
	加 算 税	万円	30		3		25		0.2		1
		28	93.3%	2	66.7%	24	96.0%	0.1	50.0%	1	100.0%
	計	万円	182		30		158		4		11
		172	94.5%	17	56.7%	149	94.3%	2	50.0%	10	90.9%

- 注) 1 令和3年7月から令和4年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
 2 上段は、前事務年度の計数である。
 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
 4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。
 5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、434 件（前事務年度 405 件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、363 件（同 268 件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、26 億 1 千 3 百万円（同 18 億 6 千 3 百万円）となっています。

○ 譲渡所得の調査等の状況

項目	事務年度等	2 事務年度	3 事務年度	対前年比
①		件	件	%
調査等件数		405	434	107.2
	土地建物等	379	411	108.4
	株式等	26	23	88.5
②		件	件	%
申告漏れ等の非違件数		268	363	135.4
	土地建物等	242	341	140.9
	株式等	26	22	84.6
③		%	%	ポイント
非違割合 (② / ①)		66.2	83.6	17.4
	土地建物等	63.9	83.0	19.1
	株式等	100.0	95.7	▲ 4.3
④		百万円	百万円	%
申告漏れ所得金額		1,863	2,613	140.3
	土地建物等	1,704	2,388	140.1
	株式等	159	225	141.5
⑤		万円	万円	%
1 件当たり申告漏れ所得金額 (④ / ①)		460	602	130.9
	土地建物等	450	581	129.1
	株式等	611	977	159.9

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離譲渡所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに 1 件としている。

3 計表内の計算は四捨五入前の計数を使用している。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

○ 無申告等の調査を重点的に実施したことにより、**実地調査（特別・一般）の1件当たりの追徴税額は117万円**で過去10年間で最高

- (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況
- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が584件（前事務年度354件）、着眼調査が97件（同53件）であり、簡易な接触の件数は3,382件（同3,127件）となっています。
 - これらの調査等の合計件数は4,063件（同3,534件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は2,756件（同2,230件）となっています。
- (2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況
- 実地調査による追徴税額は、7億2千2百万円（同2億7千6百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは6億8千2百万円（同2億6千3百万円）、着眼調査によるものは4千万円（同1千3百万円）となっています。
 - 1件当たりの追徴税額は、特別調査・一般調査によるものは117万円（同74万円）、着眼調査によるものは、41万円（同25万円）となっております。
 - また、簡易な接触による追徴税額は3億8千9百万円（同2億5千3百万円）となっており、調査等合計では11億1千1百万円（同5億2千9百万円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般		着眼		計						
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
調査等件数	件	354		53		407		3,127		3,534		
		584	165.0%	97	183.0%	681	167.3%	3,382	108.2%	4,063	115.0%	
申告漏れ等の非違件数	件	307		46		353		1,877		2,230		
		507	165.1%	88	191.3%	595	168.6%	2,161	115.1%	2,756	123.6%	
追徴税額	本税	百万円	220		11		231		240		470	
			567	257.7%	33	300.0%	600	259.7%	375	156.3%	975	207.4%
	加算税	百万円	43		3		46		13		59	
			115	267.4%	7	233.3%	121	263.0%	14	107.7%	135	228.8%
計	百万円	263		13		276		253		529		
		682	259.3%	40	307.7%	722	261.6%	389	153.8%	1,111	210.0%	
一件当たり	本税	万円	62		20		57		8		13	
			97	156.5%	34	170.0%	88	154.4%	11	137.5%	24	184.6%
	加算税	万円	12		5		11		0.4		2	
			20	166.7%	7	140.0%	18	163.6%	0.4	100.0%	3	150.0%
計	万円	74		25		68		8		15		
		117	158.1%	41	164.0%	106	155.7%	12	150.0%	27	180.0%	

- (注) 1 令和3年7月から令和4年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
 2 上段は、前事務年度の計数である。
 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
 4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

Ⅱ トピックス（主な取組）

1 富裕層に対する調査状況

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に調査を実施しています。
 - 令和3事務年度においては、14件（前事務年度15件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,021万円（同2,006万円）で、申告漏れ所得金額の総額は2億8千3百万円（同3億1百万円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は236万円（同594万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の172万円に比べ1.4倍となっています。また、追徴税額の総額は3千3百万円（同8千9百万円）に上ります。
 - 海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、1件当たりの追徴税額は80万円（同333万円）となっています。

○ 富裕層に対する調査の状況

項目		事務年度等		2事務年度	3事務年度	対前年比	3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
			件				
調査	件数	件		15	14	93.3%	843
申告漏れ等の非違	件数	件		12	11	91.7%	753
申告漏れ所得	金額	百万円		301	283	94.0%	8,574
追徴	税額	百万円		89	33	37.1%	1,449
一件当たり	申告漏れ所得	金額	万円	2,006	2,021	100.7%	1,017
	追徴	税額	万円	594	236	39.7%	172

○ 海外投資等を行った「富裕層」に対する調査の状況

項目		事務年度等		2事務年度	3事務年度	対前年比	3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
			件				
調査	件数	件		3	5	166.7%	843
申告漏れ等の非違	件数	件		2	3	150.0%	753
申告漏れ所得	金額	百万円		57	34	59.6%	8,574
追徴	税額	百万円		10	4	40.0%	1,449
一件当たり	申告漏れ所得	金額	万円	1,900	680	35.8%	1,017
	追徴	税額	万円	333	80	24.0%	172

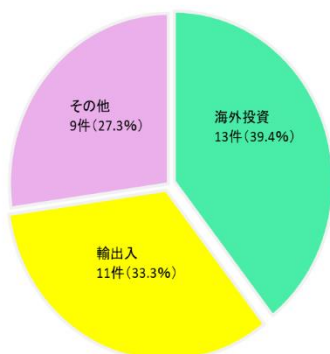
2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
 - 令和3事務年度においては、33件（前事務年度36件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、942万円（同933万円）で、申告漏れ所得金額の総額は3億1千1百万円（同3億3千6百万円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は121万円（同168万円）で、追徴税額の総額は4千万円（同6千万円）に上ります。

○ 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

項目		事務年度等		対前年比	3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
		2事務年度	3事務年度			
調査件数	件	36	33	91.7%	843	
申告漏れ等の非違件数	件	30	26	86.7%	753	
申告漏れ所得金額	百万円	336	311	92.6%	8,574	
追徴税額	百万円	60	40	66.7%	1,449	
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	933	942	101.0%	1,017
	追徴税額	万円	168	121	72.0%	172

○ 取引区分別の調査状況



1「海外投資」:

海外の不動産、証券などに対する投資（預貯金等の海外での蓄財を含む取引をいう）。

2「輸出入」:

事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出（入）業者との契約による取引をいう。

3「その他」:

海外で支払を受ける給与など、1及び2に該当しない取引等をいう。

4グラフ中の（ ）内の数値は構成比を表している。

3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー分野の経済活動（注）に係る取引や暗号資産（仮想通貨）等の金融資産の取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。

<シェアリングエコノミー分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和3事務年度においては、23件（前事務年度17件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、574万円（同600万円）で、申告漏れ所得金額の総額は1億3千2百万円（同1億2百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は78万円（同71万円）で、追徴税額の総額は1千8百万円（同1千2百万円）に上ります。

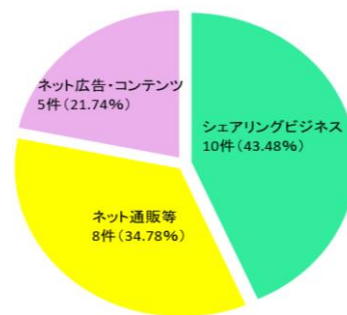
（注）シェアリングエコノミー分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。

<暗号資産（仮想通貨）等取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和3事務年度においては、7件（同6件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は1,229万円（同883万円）で、申告漏れ所得金額は8千6百万円（同5千3百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は314万円（同283万円）で、追徴税額は2千2百万円（同1千7百万円）に上ります。

○ シェアリングエコノミー新分野の経済取引を行っている個人に対する調査状況

項目	事務年度等		対前年比	3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	2事務年度	3事務年度		
調査件数	17	23	135.3%	843
申告漏れ等の非違件数	14	20	142.9%	753
申告漏れ所得金額	102	132	129.4%	8,574
追徴税額	12	18	150.0%	1,449
一件当たり 申告漏れ 所得金額	600	574	95.7%	1,017
一件当たり 追徴税額	71	78	109.9%	172



- 1 「シェアリングビジネス」：民泊、カーシェアリング、クラウドソーシングなど
- 2 「ネット通販等」：ネット通販、ネットオークション、ドロップショッピングなど
- 3 「ネット広告等」：アフィリエイト、アプリ制作・配信、有料メルマガなど
- 4 グラフ中の（ ）内の数値は構成比を表している。

○ 暗号資産（仮想通貨）等取引を行っている個人に対する調査状況

項目	事務年度等		対前年比	3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	2事務年度	3事務年度		
調査件数	6	7	116.7%	843
申告漏れ等の非違件数	5	7	140.0%	753
申告漏れ所得金額	53	86	162.3%	8,574
追徴税額	17	22	129.4%	1,449
一件当たり 申告漏れ 所得金額	883	1,229	139.2%	1,017
一件当たり 追徴税額	283	314	111.0%	172

4 無申告者に対する調査状況

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。

<所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和3事務年度においては、109件（前事務年度47件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,921万円（同1,721万円）で、申告漏れ所得金額の総額は20億9千4百万円（同8億9百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は233万円（同253万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の172万円に比べ1.4倍となっています。また、追徴税額の総額は2億5千4百万円（同1億1千9百万円）に上ります。

<消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和3事務年度においては、202件（同89件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は212万円（同143万円）で、消費税の実地調査（特別・一般）全体の117万円に比べ1.8倍となっています。また、追徴税額の総額は4億2千9百万円（同1億2千8百万円）に上ります。

○ 無申告者に対する調査状況

<所得税>

項目	事務年度等		対前年比	3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	2事務年度	3事務年度		
調査件数	47	109	231.9%	843
申告漏れ所得金額	809	2,094	258.8%	8,574
追徴税額	119	254	213.4%	1,449
1件当たりの申告漏れ所得金額	1,721	1,921	111.6%	1,017
1件当たりの追徴税額	253	233	92.1%	172

<消費税>

項目	事務年度等		対前年比	3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	2事務年度	3事務年度		
調査件数	89	202	227.0%	584
追徴税額	128	429	335.2%	682
1件当たりの追徴税額	143	212	148.2%	117

Ⅲ 参考計表

○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	前年の 順位
位		万円	万円	位
1	板 金 工 事	2,331	311	-
2	畜産農業（肉用牛）	2,247	244	17
3	林 業	2,064	348	5
4	建築等工事労務者	1,897	262	-
5	一般土木建築工事	1,821	319	-
6	水道衛生工事	1,820	301	16
7	自動車小売業	1,802	219	9
8	建物貸付業	1,767	343	1
9	内 装 工 事	1,711	270	12
10	建 築 工 事	1,657	206	11

- (注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。
- 2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。